

浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第52号

浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

第1条 浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱（平成25年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童発達支援若しくは」を削る。

別表1の項補助対象事業所の欄各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う」に改め、同項同欄各号を削り、同項補助対象経費の欄中ただし書を削り、同表2の項補助対象経費の欄第1号中「（1の項の補助対象経費の対象となる看護師を除く。）」を削る。

第2条 浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき地域生活支援事業のうち日中一時支援を行う事業所」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条第1項）

| 補助対象事業所 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
|---|---|--------------|
| 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所 | 医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費 (1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費 (2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費 | 年額9,600,000円 |

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。